

【改定される条文の新旧対照表】

改定対象規約および条項	改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>「ソフトバンクBBサービス規約」</p> <p>第14条</p>	<p>第14条 (料金等の支払)</p> <p>1. Yahoo! BBサービスを通じて料金等を支払う場合には、料金の計算方法および支払方法、解約時の取扱い等についてはYahoo! BBサービス会員規約 (約款) に定めるところによるものとします。</p> <p>2. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った初期費用、料金および工事費等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第14条 (料金等の支払)</p> <p>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</p> <p>2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはYahoo! BBサービス会員規約 (約款) に定めるところによるものとします。</p> <p>3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</p> <p>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>「Yahoo! BB 光 ホームサービス規約」</p> <p>第12条</p>	<p>第12条 (料金等の支払)</p> <p>1. 会員は、本サービスの利用料金、工事費等を当社に支払っていただきます。</p> <p>2. 料金等の計算方法および支払方法、解約時の取扱い等については「Yahoo! BBサービス利用規約 (約款)」に定めるところによるものとします。ただし、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、「Yahoo! BBサービス会員規約 (約款)」第18条第1項の規定にもかかわらず、以下の通りとします。</p> <p>(1) 新規に本サービスに申し込みの場合、開通日を課金開始日とします。ただし、本サービスの利用開始月については、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までの間の日割計算をします。</p> <p>(2) 当社の提供する他の電気通信サービスから本サービスへのサービス種別変更の場合、開通日の属する月の翌月1日を課金開始日とします。</p> <p>3. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った利用料金および工事費</p>	<p>第12条 (料金等の支払)</p> <p>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</p> <p>2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはYahoo! BBサービス会員規約 (約款) に定めるところによるものとします。ただし、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、「Yahoo! BBサービス会員規約 (約款)」第18条第1項の規定にもかかわらず、以下の通りとします。</p> <p>(1) 新規に本サービスに申し込みの場合、開通日を課金開始日とします。ただし、本サービスの利用開始月については、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までの間の日割計算をします。</p> <p>(2) 当社の提供する他の電気通信サービスから本サービスへのサービス種別変更の場合、開通日の属する月の翌月1日を課金開始日とします。</p> <p>3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行</p>

	<p>等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</p> <p>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約 (基本)」</p> <p>第11条</p>	<p>第11条 (料金等の支払)</p> <p>1. 会員は、本サービスの利用料金、工事費等を当社に支払っていただきます。</p> <p>2. 料金等の計算方法及び支払方法、解約時の取扱い等については「Yahoo! BB サービス利用規約 (約款)」に定めるところによるものとします。ただし、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、Yahoo! BB サービス会員規約 (約款) 第18条第1項の規定にもかかわらず、以下の通りとします。</p> <p>(1) 新規に本サービスに申し込みの場合、開通日を課金開始日とします。ただし、本サービスの利用開始月については、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までの間の日割計算をします。</p> <p>(2) 当社の提供する他の電気通信サービスから本サービスへのサービス種別変更の場合、開通日の属する月の翌月1日を課金開始日とします。</p> <p>3. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った初期費用、利用料金及び工事費等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第11条 (料金等の支払)</p> <p>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</p> <p>2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはYahoo! BB サービス会員規約 (約款) に定めるところによるものとします。ただし、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、「Yahoo! BB サービス会員規約 (約款)」第18条第1項の規定にもかかわらず、以下の通りとします。</p> <p>(1) 新規に本サービスに申し込みの場合、開通日を課金開始日とします。ただし、本サービスの利用開始月については、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までの間の日割計算をします。</p> <p>(2) 当社の提供する他の電気通信サービスから本サービスへのサービス種別変更の場合、開通日の属する月の翌月1日を課金開始日とします。</p> <p>3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</p> <p>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>「Yahoo! BB 光 工事不要タイプ規約」</p> <p>第10条</p>	<p>第10条 (料金等の支払)</p> <p>1. 会員は、本サービスの利用料金等を当社に支払っていただきます。</p> <p>2. 料金等の計算方法および支払方法、解約時の取扱い等については「Yahoo! BB サービス利用規約 (約款)」に定めるところによるものとします。ただし、本サービス</p>	<p>第10条 (料金等の支払)</p> <p>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</p> <p>2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはYahoo! BB サービス会員規約 (約款) に定めるところによるものとします。ただし、本サービスの利</p>

	<p>の利用料金の課金開始日は、Yahoo! BBサービス会員規約(約款)第18条第1項の規定にもかかわらず、以下の通りとします。</p> <p>(1) 新規に本サービスに申込みの場合、契約成立日を課金開始日とします。ただし、本サービスの利用開始月については、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までの間の日割計算をします。</p> <p>(2) 当社の提供する他の電気通信サービスから本サービスへのサービス種別変更の場合、契約成立日の属する月の翌月1日を課金開始日とします。</p> <p>3. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った初期費用、利用料金および工事費等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>用開始月についての本サービスの利用料金は、「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」第18条第1項の規定にもかかわらず、以下の通りとします。</p> <p>(1) 新規に本サービスに申し込みの場合、開通日を課金開始日とします。ただし、本サービスの利用開始月については、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までの間の日割計算をします。</p> <p>(2) 当社の提供する他の電気通信サービスから本サービスへのサービス種別変更の場合、開通日の属する月の翌月1日を課金開始日とします。</p> <p>3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</p> <p>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>「Yahoo! BB 光インターネットサービス規約」 第10条</p>	<p>第10条 (料金等の支払)</p> <p>1. 会員は、本サービスの利用料金を当社に支払っていただきます。</p> <p>2. 料金等の計算方法および支払方法、解約時の取扱い等については「Yahoo! BBサービス利用規約(約款)」に定めるところによるものとします。ただし、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」第18条第1項の規定にもかかわらず、開通日の7日後から起算し、起算を開始した日の属する月の末日までの間の日割計算をします。</p> <p>3. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った利用料金について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第10条 (料金等の支払)</p> <p>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</p> <p>2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはYahoo! BBサービス会員規約(約款)に定めるところによるものとします。ただし、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」第18条第1項の規定にもかかわらず、開通日の7日後から起算し、起算を開始した日の属する月の末日までの間の日割計算をします。</p> <p>3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</p> <p>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>

<p>「BB フォン利用規約」</p> <p>第 2 7 条</p>	<p>第 2 7 条 (料金等の支払方法)</p> <p>1. 会員は、次の各号のいずれかの方法で、料金等を支払うものとします。</p> <p>(1) クレジットカード</p> <p>(2) 当社提携銀行預金口座振替</p> <p>(3) その他当社が定める方法</p> <p>2. 料金等の支払いが預金口座からの振替による場合、金融機関所定の振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。</p> <p>3. 料金等の支払 (第 4 1 条第 2 項により権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の支払を含むものとします。) がクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジット会社の会員規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。</p> <p>4. 当社は、料金、割増金、延滞利息、その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為を第三者に委託できるものとします。</p> <p>5. 当社は、本規約において明示的に定める場合のほか、いかなる理由があっても、当社が会員より受領した料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第 2 7 条 (料金等の支払方法)</p> <p>1. 会員は、次の各号のいずれかの方法で、料金等を支払うものとします。</p> <p>(1) クレジットカード</p> <p>(2) 当社提携銀行預金口座振替</p> <p>(3) その他当社が定める方法</p> <p>2. 料金等の支払いが預金口座からの振替による場合、金融機関所定の振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。</p> <p>3. 料金等の支払 (第 4 1 条第 2 項により権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の支払を含むものとします。) がクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジット会社の会員規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。</p> <p>4. 当社は、料金、割増金、延滞利息、その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為を第三者 (以下「集金代行業者」といいます。) に委託できるものとします。</p> <p>5. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合のほか、いかなる理由があっても、当社が会員より受領した料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
------------------------------------	--	--